

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税法関係	関税法関係
輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C - 5020) その他輸入申告書等の記載要領等 <関税法第 7 条の 2 の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領> 輸入（引取）申告 イ 特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」を「輸入（引取）申告書」に訂正し、上部余白に「 <u>7条の2</u> 」と朱書きで表示する。 □～八（省略） 特例申告 イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C -5020)」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「 <u>7条の2</u> 」と朱書きで表示する。 □～二（省略） <u>特例輸入者等承認・認定申請書（C - 9000）</u> 「 <u>あて先税関長</u> 」欄には、特例輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認及び認定製造者の認定の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいづれかの税関長の職名を記載する。	輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C - 5020) その他輸入申告書等の記載要領等 <関税法第 7 条の 2 の規定を適用する貨物の輸入申告書及び特例申告書の記載要領> 輸入（引取）申告 イ 特例申告貨物（関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）の輸入申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」を「輸入（引取）申告書」に訂正し、上部余白に「 <u>簡</u> 」と朱書きで表示する。 □～八（同左） 特例申告 イ 特例申告に際しては、輸入（納税）申告書の標題「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）(C -5020)」の表題部分を「特例申告書」に訂正し、上部余白に「 <u>簡</u> 」と朱書きで表示する。 □～二（同左） <u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書（C - 9000）</u> 「 <u>あて先税関長</u> 」欄には、特例輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいづれかの税関長の職名を記載する。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「代理人」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p>	<p>「代理人」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。</p>
<p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p>	<p>「<u>関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第 67 条の 3 第 1 項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名</u>」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p>
<p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまでのいずれか・関税法第 51 条第 1 号イからハまで(法第 62 条において準用する場合を含む。)のいずれか・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか・関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)</u>」欄の具体的な記載方法は、次による。</p>	<p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号イからハまで(法第 62 条において準用する場合を含む。)のいずれか・関税法第 63 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか・関税法第 67 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか・関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無(該当する事実がある場合にはその内容)</u>」欄の具体的な記載方法は、次による。</p>
<p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号ホ又は同法第 67 条の 4 第 1 号ヘに係る範囲は、輸出入手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載させることとなるので留意する。</u></p>	<p>「<u>関税法第 7 条の 5 第 1 号ハ又は同法第 67 条の 4 第 1 号ニに係る範囲は、輸进出口手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載させることとなるので留意する。</u></p>
<p>「<u>同法第 7 条の 5 第 1 号トに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税(以下「關税等」という。)を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</u></p>	<p>「<u>同法第 7 条の 5 第 1 号ニに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税(以下「關税等」という。)を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を記載する。</u></p>
<p>「<u>特定保稅承認者の承認申請にあっては關税法第 51 条第 1 号イからハまで(法第 62 条において準用する場合を含む。)のいずれか、特定保稅運送者の承認申請にあっては同法第 63 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、認定製造者の認定申請にあたっては同法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで又は同項第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか、認定通關業者の認定申請にあっては同法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまでのいずれかについて記載する。</u></p>	<p>「<u>特定保稅承認者の承認申請にあっては關税法第 51 条第 1 号イからハまで(法第 62 条において準用する場合を含む。)のいずれか、特定保稅運送者の承認申請にあっては同法第 63 条の 4 第 1 号イからホまでのいずれか、認定通關業者の認定申請にあっては同法第 79 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれかについて記載する。</u></p>
<p>「<u>許可を受けている保稅蔵置場・保稅工場・營業所の名称及び所在地</u>」欄には、關稅法第 50 条第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可</p>	<p>「<u>許可を受けている保稅蔵置場・保稅工場・營業所の名称及び所在地</u>」欄には、關稅法第 50 条第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を受けている保稅蔵置場の名称及び所在地を、同法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保稅工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通關業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている營業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保稅蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）社内の組織、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>特例輸入者の承認申請 <u>関税法基本通達 7 の 2 - 5 ホからワまでに掲げる事項</u></p> <p>— その他参考となるべき事項 特定保稅承認者の承認申請 貨物管理業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2 に規定する</p>	<p>を受けている保稅蔵置場の名称及び所在地を、同法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保稅工場の名称及び所在地を、同法第 79 条第 1 項の認定を受けようとする場合にあっては、通關業法（昭和 42 年法律第 122 号）第 8 条第 1 項に規定する許可を受けている營業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保稅蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、会社概況（資本金を含む。）社内の組織、<u>役員名</u>及び<u>履歴</u>を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</p> <p>特例輸入者の承認申請 特例申告を行う予定の官署名 特例申告を行う予定の貨物の定率法別表の項若しくは号の番号及び<u>関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無</u> — <u>輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等</u> — <u>税關手續を委託している通關業者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名並びに当該通關業者が通關業法基本通達（昭和 47 年蔵關第 105 号）5 2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通關業者である場合にはその旨</u> — <u>輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保稅承認者又は特定保稅運送者である場合はその旨</u> — その他参考となるべき事項 特定保稅承認者の承認申請 貨物管理業務に携わる担当者の氏名及び職名</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>者をいう。)の氏名及び職名</u> 申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場の名称 申請者が貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達 34 の 2 - 11 に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及び業務委託に関する契約の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況</u> — <u>その他参考となるべき事項</u> — <u>特定保税運送者の承認申請</u> — <u>申請者が国際運送貨物取扱業者である場合には、関税法施行令第 55 条の 2 各号のいずれに該当するかの別</u> — <u>申請者が国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要</u> — <u>特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務に直接携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2 において準用する に規定する担当者をいう。）の氏名、職名及び履歴</u> — <u>通関情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の利用者コード（申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。）</u> — <u>直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況</u> — <u>その他参考となるべき事項</u> — <u>特定輸出者の承認申請</u> — <u>関税法基本通達 67 の 3 - 4 ホからワまでに掲げる事項</u> 	<p>申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場の名称 申請者が貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達 34 の 2 - 11 に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及び業務委託に関する契約の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>その他参考となるべき事項</u> — <u>特定輸出者の承認申請</u> — <u>特定輸出申告を行う予定の官署名</u> — <u>特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号及び関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無</u> — <u>貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税關空港の名称</u>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>その他参考となるべき事項</p> <p><u>認定製造者の認定申請</u></p> <p><u>特定製造貨物輸出者（その者が法人以外の場合に限る。）の住所又は居所及び氏名、性別、生年月日及び履歴</u></p> <p><u>特定製造貨物輸出者（その者が法人である場合に限る。）の住所又は居所及び名称、役員の氏名、性別、生年月日及び履歴並びに資本金</u></p> <p><u>申請者について法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実</u></p> <p><u>特定製造貨物輸出者について法第 67 条の 13 第 3 項第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれかに該当する場合には、その事実</u></p> <p><u>特定製造貨物管理業務（法第 67 条の 13 第 3 項第 2 号イ及びロに規定する業務をいう。）に直接携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）2 において準用する ロ に規定する担当者をいう。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</u></p> <p><u>特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称</u></p> <p><u>特定製造貨物輸出者のコード（「税関発給コードの発給に係る事務処理要領について」（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）により税關</u></p>	<p>— 貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域</p> <p>— 輸出業務に携わる担当者の氏名、役職等</p> <p>— 税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名並びに当該通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 2 のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合にはその旨</p> <p>— 輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</p> <p>— その他参考となるべき事項</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>が発給する税関輸出入者コード又は 日本貿易関係手続簡易化協会（JAS T P R O ）が付番する日本輸出入者標準コードをいい、特定製造貨物輸出申告を通関業者に委託して行う場合における当該通関業者の利用者コード（通関情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況</u> — <u>その他参考となるべき事項</u> 	
<p>認定通関業者の認定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> — 通関業の許可を受けている税関長 申請者が通関業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要 通関業務及び関連業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号） 2 において準用する に規定する担当者をいう。）の氏名、職名及び履歴 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称 通関情報処理システムの利用者コード（通関業法第 8 条の規定に基 	<p>特定保税運送者の承認申請</p> <ul style="list-style-type: none"> — 申請者が国際運送貨物取扱業者である場合には、関税法施行令第 55 条の 2 各号のいずれに該当するかの別 申請者が国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要 特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴 通関情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の利用者コード（申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。） その他参考となるべき事項 <p>認定通関業者の認定申請</p> <ul style="list-style-type: none"> — 通関業の許可を受けている税関長 申請者が通関業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要 通関業務及び関連業務に携わる担当者の氏名、職名及び履歴 <p>特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称</p> <p>通関情報処理システムの利用者コード（通関業法第 8 条の規定に基</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
づく許可を受けた営業所（以下「通関業営業所」という。）に係るものに限る。）	づく許可を受けた営業所（以下「通関業営業所」という。）に係るものに限る。）
— <u>直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況</u>	— <u>その他参考となるべき事項</u>
— <u>その他参考となるべき事項</u>	— <u>その他参考となるべき事項</u>
「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。	「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。
<u>特例輸入者等承認・認定内容変更届（C - 9030）</u>	<u>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届（C - 9030）</u>
<記載事項> 変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イから <u>リまで</u> のいずれか、法第 51 条第 1 号イから <u>八まで</u> （法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イから <u>チまで</u> のいずれか、法第 67 条の 4 第 1 号イから <u>チまで</u> のいずれか、 <u>法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び第 3 号イに規定する第 67 条の 4 第 1 号イからチまでのいずれか</u> 、法第 79 条第 3 項第 1 号イから <u>チまで</u> のいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。	<記載事項> 変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符号（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第 7 条の 5 第 1 号イから <u>ホ</u> のいずれか、法第 51 条第 1 号イから <u>八</u> （法第 62 条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第 63 条の 4 第 1 号イから <u>ホまで</u> のいずれか、法第 67 条の 4 第 1 号イから <u>二</u> のいずれか、法第 79 条第 3 項第 1 号イから <u>二まで</u> のいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。
<提出の時期> 承認・認定に係る内容のうち、特定保税承認者に係る手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場等及び特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者及び特定製造貨物輸出者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代	<提出の時期> 承認・認定に係る内容のうち、特定保税承認者に係る手数料令第 2 条第 2 項を適用することとなる保税蔵置場等及び特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。承認・認定を受けた者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>表者を含む。) 代理人又は主要な従業者(規則第 1 条の 2 第 1 号イ、規則第 8 条の 3 第 1 号イ若しくは規則第 8 条の 5 第 1 号イに掲げる責任者又は規則第 1 条の 2 第 2 号イ、規則第 8 条の 3 第 2 号イ若しくは規則第 8 条の 5 第 2 号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。) 及び法令遵守規則又は実施規則の内容(税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。)に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認・認定を受けた者又は特定製造貨物輸出者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書(又は住民票の写し等)</p> <p>□ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則又は実施規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則又は実施規則</p> <p><u>特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書(C 9060)</u></p> <p>「被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称」・「被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所」欄には、特定保税承認者の承継の承認申請にあっては、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者の名称、住所又は居所を記載する。</p> <p>「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称」・「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所」欄には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により承認取得者に係る保税蔵置場の業務を承継する法人の名称、住所を記載する。</p>	<p>又は主要な従業者(規則第 1 条の 2 第 1 号イ若しくは第 9 条第 1 号イに掲げる責任者又は規則第 1 条の 2 第 2 号イ若しくは第 9 条第 2 号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。) 及び法令遵守規則の内容(税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。)に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p> <p><添付書類></p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認・認定を受けた者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書(又は住民票の写し等)</p> <p>□ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則</p> <p><u>特例輸入者・特定保税承認者・特定輸出者承認の承継の承認申請書(C 9060)</u></p> <p>「被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称」・「被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所」欄には、特定保税承認者の承継の承認申請にあっては、法第 50 条第 1 項又は法第 61 条の 5 第 1 項の承認を受けた者の名称、住所又は居所を記載する。</p> <p>「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の名称」・「合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認を承継する法人の住所」欄には、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により承認取得者に係る保税蔵置場の業務を承継する法人の名称、住所を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																										
<p>その他</p> <p>関税法基本通達 89 - 6 に規定する教示は、次の表の第 1 欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9020 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9021 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9022 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9023 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9024 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9025 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td></tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	(省略)		税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9021 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9022 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9023 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9024 号	税関様式 C 第 7009 号	税関様式 C 第 9025 号	税関様式 C 第 7009 号	(省略)		<p>その他</p> <p>関税法基本通達 89 - 6 に規定する教示は、次の表の第 1 欄に掲げる様式番号に係る書面により処分の通知を行う場合において、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる様式番号に係る書面を添付するなどして行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第 1 欄</th><th>第 2 欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同左)</td></tr> <tr> <td>税関様式 C 第 9020 号</td><td>税関様式 C 第 7009 号</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同左)</td></tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	(同左)		税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号	(同左)	
第 1 欄	第 2 欄																										
(省略)																											
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号																										
税関様式 C 第 9021 号	税関様式 C 第 7009 号																										
税関様式 C 第 9022 号	税関様式 C 第 7009 号																										
税関様式 C 第 9023 号	税関様式 C 第 7009 号																										
税関様式 C 第 9024 号	税関様式 C 第 7009 号																										
税関様式 C 第 9025 号	税関様式 C 第 7009 号																										
(省略)																											
第 1 欄	第 2 欄																										
(同左)																											
税関様式 C 第 9020 号	税関様式 C 第 7009 号																										
(同左)																											